李 采雨

1. 授業の概要(ねらい)

私たちは、社会生活を営みながら、意識しないうちに法律関係を結んでいる。バスや電車に乗る、コンビニで飲み物を買う、友達とランチをたべる、治療のために病院に行く、などのいろいろな契約を結んでいる。さらに、ある程度法的効果を意識しながら、賃貸契約や売買契約を締結する場合もある。しかし、すべての契約が予想のとおりに進むわけではない。民法知識は、このように不意を打つ状況に遭った場合に、自分の権利を守る手段でもある。したがって、本講義では、コモンセンスとしての民法を学ぶことを目的とする。

2. 授業の到達目標

民法は、「総則、物権法、債権法、家族法」に分けることができる。単一法律としても一番大きいボリュームを誇る大法典である。したがって、それぞれの条文を吟味しながら、学ぶことはできない。本講義では、このような時間的制約から、大学の専門学問としての民法ではなく、社会生活を営むための「一般常識としての民法」を学ぶことを目標とする。

3. 成績評価の方法および基準

定期試験:50%、課題:40%、出席:10%

4. 教科書·参考文献

教科書

水津太郎=鳥山泰志=藤澤治奈 『START UP民法②物権判例30!』 有斐閣

参考文献

道垣内弘人 『リーガルベイシス民法入門[第3版]』 日本経済新聞出版社

5. 準備学修の内容

本講義を理解するために、予習は不可欠である。講義の終了時には次回の範囲を告知するので、予習の上で講義に臨むのが望ましい。最後に、法律用語は一般用語とは異なり、重要な意味合いを内包しているので、学習の際には『法律用語辞典[第4版]』(有斐閣、2012年)、『法律学小辞典[第5版]』(有斐閣・2016)などを参照し、正確な意味を把握しておく。

6. その他履修上の注意事項

上記の教科書は必修ではなく、参考書として扱うので、自分に合う体系書および教科書を持参することも可能である。そして、講義中、法律条文を参考とする場合が多いので、できる限り、最新の六法を必携する。スマホやノートパソコンのような電子媒体も認めるが、可読性のために紙媒体をすすめる。また、学習に無関係な電子機器の操作や私語は厳禁である。

7. 授業内容

【第1回】 「民法 I 」の復習と民法 II のガイダンス

【第2回】 物権的請求権

【第3回】 不動産売買契約における所有権移転の時期

【第4回】 登記を要する物権変動の範囲

【第5回】 民法177条の「第三者」(背信的悪意者排除論)

【第6回】 占有改定と即時取得

【第7回】 公道に至るための他の土地の通行権

【第8回】 金銭所有権

【第9回】 共有者間の明渡請求

【第10回】 抵当権の効力の及ぶ範囲

【第11回】 抵当権に基づく賃料への物上代位

【第12回】 法定地上権

【第13回】 譲渡担保の法的構成

【第14回】 所有権留保

【第15回】 理解度の確認